マイナンバーカードを利用して
タクシー運賃を助成する

# タクシー活用事業
# （愛称：くわまるタクシー）

**サービスを受けるには事前に利用登録が必要です。**

伊勢崎市に住民登録している方で
A B C のいずれかにあてはまれば利用登録できます！

**A**
75歳以上

**B**
65 歳以上
75 歳未満で
運転免許がない

**C**
障害者手帳を
持っている
（※一部条件あり）

※Cの場合、次の方は登録できません
・福祉有償運送登録のある方
・身体障害者が運転しようとする自動車の改造費補助を受けた方で、その車両を所有している方
・介護用車両購入費補助又は改造費補助を受けた車両で移動が可能な方
・自動車税、軽自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な方

【利用登録の時に持ってくるもの】

【受付会場】
伊勢崎市役所
本館5階交通政策課
【受付時間】
午前9時～午後4時

## ●マイナンバーカードをタクシー券として利用する場合

（登録申請の時だけ４桁の暗証番号が必要です）

・AまたはBに該当する方…マイナンバーカード
・Cに該当する方…マイナンバーカードと障害者手帳
＊年間72回利用できる電子チケットをマイナンバーカードに記録します。
（毎年度自動更新で付与します）

## ●マイナンバーカードでなく紙の利用券を希望する場合

・AまたはBに該当する方…顔写真付き身分証明書１点
（マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・障害者手帳など）
ただし、顔写真のない身分証明書の場合は2点
（各種医療費受給資格者証、各種保険証、寿証、年金手帳、年金証書など）
・Cに該当する方…障害者手帳
ただし、顔写真が付いていない場合は各種医療費受給資格者証などもう1点
＊年間72回割引を受けられる利用券（回数券）を交付します。
（毎年度窓口での更新手続きが必要です）
＊紛失した場合は再交付できません。

（注意）代理人による申請もできます。上記必要なもののほかに委任状と代理人の本人確認書類が必要です

## サービスが利用できるタクシーは？

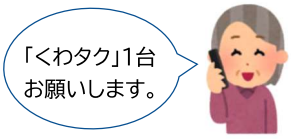


| | | |
|---|---|---|
| ジー・エス・ビータクシー㈱ | 〔赤堀鹿島町〕 | 0120-973-985 |
| 尾島自動車㈱ 伊勢崎営業所 | 〔緑町〕 | 0270-25-6111 |
| 境町営業所 | 〔境〕 | 0270-74-0412 |
| 十王自動車㈱ | 〔末広町〕 | 0270-25-2460 |
| 伊勢崎タクシー㈱ | 〔本町〕 | 0270-25-6789 |
| つばめタクシー㈱ | 〔大手町〕 | 0270-25-2002 |

## タクシーの助成はどのくらい？

| 区分 | タクシー料金 | 市助成割合 |
|---|---|---|
| A | 600 円（初乗り）以上 3,000 円未満 | 半額 |
| B | 3,000 円以上 3,500 円未満 | ４割 |
| C | 3,500 円以上 4,000 円未満 | ３割 |
| D | 4,000 円以上 4,500 円未満 | ２割 |
| E | 4,500 円以上 | １割 |

※タクシー料金とは･･･運賃および迎車回送料金の合計、並びにタクシー協会割引サービス適用後の金額
※タクシー料金区分が E の場合･･･市の助成額の上限は 1,500 円

## サービス利用条件は？

- 乗車時間が、午前７時から午後７時であること
- 乗車、降車場所のいずれかが伊勢崎市内であること

## 問い合わせ

伊勢崎市都市計画部交通政策課（市役所本館５階）
〒372-8501
伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

TEL 0270-27-2734　FAX 0270-23-0601
E メール koutuu@city.isesaki.lg.jp